

玉島地区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、玉島地区自主防災会（以下「防災会」という）と称する。

(所在地)

第2条 防災会の事務所は、茨木市立玉島公民館(茨木市平田二丁目25-9)に置く。

(目 的)

第3条 防災会は、住民の隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震・水害火災・その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及・習得
- (2) 地震等の災害予防対策
- (3) 地震等の情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出救助などの応急対策
- (4) 防災資機材の整備
- (5) 防災訓練の実施
- (6) その他防災会の必要な事項

(会 員)

第5条 防災会は、玉島地区内にある世帯で構成する。

(役 員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹事 若干名 (4) 監査 若干名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、(1)年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、防災会を代表し会務を総括するとともに、地震等の発災時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を行う。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、玉島地区連合自治会総会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

(防災計画)

第9条 防災会は、第4条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

(会 費)

第10条 防災会の運営に要する経費は、防災会の会計及びその他の収入をもってあてる。

この会の預貯金(財産)について、個人の持分権は有しないものとする。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付 則 この規約は、平成23年(2011年)8月1日から実施する。

玉島地区連合自治会規約(玉島地区自主防災会の運営に適用する)

第一章 名称と目的

第1条 本会は、玉島地区連合自治会と称する。

その事務所は、会長宅に置く。

第2条 本会は、玉島小学校区の自治会をもって編制し、それぞれの自治会長がこれを組織する。但し、自治会長に不都合があるとき、それにかわる役員が代役を果たすことを可とする。

第3条 本会は、各自治会の自主性を尊重し、その共通する諸課題の検討と解決にあたり、もって各自治会の円滑な運営に資すると共に、住民の要望を市政に反映させ、市の行政に協力し、自治会の充実と地域の発展に寄与することを目的とする。

第二章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成の為に、次の事業を行う。

(1) 地域活動及び自治会運営の諸課題について、必要に応じ役員会を開催し、その対処を協議のうえ、対応策を講じる。

(2) 関係行政機関及び目的を同じくする諸団体との連携と協調を図り、会の発展に資する。

(3) 自治会相互の教養・教育・福祉・文化・体育・交通・環境・防犯・防災など充実を図り、会の向上に資する。

(4) その他、目的を達成するため、必要な事業を行う。

第三章 役員と任務

第5条 本会は、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名 副 会 長 2名
会 計 1名 会 計 監 査 2名
幹 事 若干名

(2) 役員は、自治会長の互選により選任する。

毎年、年度はじめに、自薦・他薦をもって、役員会で協議・調整し、総会で決する事とする。

(3) 役員の任期は、1カ年とし、再任は妨げない。

その期間は、当該年度の総会から翌年度の総会までとする。

会長を除く、役員がその資格を失った時、後任の役員は、当該自治会の推薦を受けて、役員会がそれを承諾する。

但し、後任の役員は、前任者の在任期間を継承する。

後任者の選出は、前任者の在任期間内に、可及的速やかに決する事とする。決するまでの間、前任者または代役者は、責任を喪失しないよう、その任を負う事とする。

- (4) 幹事は、会長が若干名推薦し、役員会が承諾、役員として置く。
- (5) 相談役は、会長が推薦し、役員会の承諾を得て、置くことが出来る。
但し、その任期は、1カ年とする。

第6条 役員の仕事

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不都合あるとき、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (4) 会計監査は、会計事務を監査する。
- (5) 幹事は、役員として、役員会に出席し、応分の役割を担う。
- (6) 事務局は、会長及び副会長が、兼務することが出来る。
- (7) 役員会は、必要都度、開催する。
- (8) 役員会の議決は、役員の過半数が出席し、出席した役員の過半数をもって決する。但し、賛否同数のときは、会長に一任する。

第四章 総 会

第7条 総会は、毎年、年度初めに開催する。

臨時総会は、必然性が生じたとき、開催することとする。

第8条 総会は、自治会長の過半数が出席し、出席者の過半数をもってこれを決する。但し、賛否同数のときは、会長に一任する。

第五章 会 計

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入によるものとする。

その会費は、一年分を、総会時に徴収する。

会費は、自治会の会員数に応じた内容とし、会員一世帯あたり年間30円とする。

その金額は、自治会毎に、会員数を合算のうえ、別紙に算定する。

年度初めに、会員数の増減を確認し、金額を定め徴収する。

事業規模に応じ、会費の見直しを可とする。

例えば、会員あたり年間50円とすること等。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第六章 附 則

第11条 規約は、総会及び役員会の議決があれば、改定することが出来る。

但し、役員会の議決による改定は、総会において承認を得ることとする。

規約改定経緯

平成15年4月1日～改定

第一章 第1条 名称改定 玉島小学校区自治会連絡協議会
→ 玉島地区連合自治会

平成18年6月17日～改定

第二章 第4条 (2), (3), (4)

第三章 第5条 (1) 幹事〔交通・環境対策部分含む〕文書削除

第5条 (2), (3), (5)

第6条 (6) 規約文章追加

第五章 第10条 附則(1), (2)

平成22年6月12日～改定

各章並びに各条 文章表現など 見直しを図る

第一章 第2条 第3条

第二章 第4条 (1), (2), (3), (4)

第三章 第5条 (1), (2), (3), (4), (5)

第6条 (2), (5), (6), (7), (8)

第四章 第7条 第8条

第六章 第11条 附則 第五章から区分する

平成23年5月21日～改定

第五章 第9条 会費を改定する

平成24年3月30日～追記

第三章 第5条 (2) 役員を選任について

(3) 役員が資格を失う時、後任の選出について